
論 説

ケベックにおける就学前・初等・中等教育の教授用語の規制と少数派言語教育権 1969-2010

浦 山 聖 子

目次

はじめに	2
第1章 フランス語憲章成立の経緯	3
第1節 教授用語規制のきっかけ ——サン・レオナール事件とフランス語振興法	3
第2節 公用語法	6
第2章 フランス語憲章における就学前・初等・中等教育の教授用語規制	8
第1節 72条による「教室のフランス語化」	8
第2節 72条の教授用語の規制の例外	9
第3章 カナダ権利と自由憲章の成立とそれによる違憲審査・法改正の推移	12
第1節 カナダ権利と自由憲章23条少数派言語教育権	12
第2節 フランス語憲章72条以下をめぐる裁判と法改正の経緯	15
第4章 ケベックにおける少数派言語教育権	36
第1節 ケベックにおける少数派言語教育権の保障	36
第2節 英語系教育の就学者の減少・性格的変化と少数派言語教育権	38
おわりに	44

はじめに

フランス語憲章72条は、ケベックにおける就学前および初等中等教育における教授用語をフランス語とし、73条以下で、主に本人および親兄弟が受けた初等中等教育の教授用語の条件により、ケベックにおける少数派言語である英語系の公立学校ないし州政府の補助金を受けた私立学校で教育を受けることができる子弟を限定してきた。このようなケベックにおける就学前・初等・中等教育の教授用語の法的規制は1960年代後半から始まり、1977年のフランス語憲章の成立によって、現在の規制枠組みの基礎ができあがった。これに対し、1982年には、カナダは、BNA法の改廃権をイギリス議会から移管し、同時に、「カナダ権利と自由憲章」と題された人権条項を含む1982年憲法を採択し、23条で、公用語である英仏二言語について、それが州で少数派言語である場合に、当該言語を教授用語とする教育を受ける権利（少数派言語教育権（minority language education rights））を定めた。ケベックにおける就学前・初等・中等教育の教授用語の規制は、カナダ権利と自由憲章の採択以降、この少数派言語教育権の規定を根拠として、その適否が争わってきた。制定当初のフランス語憲章73条の要件は、1982年憲法の少数派言語教育権の規定と抵触したため、カナダ最高裁により違憲とされた。その後も、改正を重ねるごとに訴訟が提起され、制定から約40年経った現在でも、改正案が州議会に提出され、政治的な争点の一つとなっている。

ケベックでは、なぜ、また、どのように教授用語を規制してきたのか。フランス語憲章72条以下をめぐる再三に渡る裁判は、どのように争われ、その結果、フランス語憲章の規定はどのように改正されてきたのか。1982年憲法で取り入れられた少数派言語教育権は、ケベックの教授用語規制にどのような影響を与えてきたのか。フランス語憲章の制定から約40年を経た現在のケベックでは、教授用語の選好について、どのような変化が見られるか。それは、今後のケベックにおける少数派言語教育権の保障にどのような影響を与えていくだろうか。本稿の目的は、ケベックの教授用語規制をめぐる問題について、主にその法的側面を明らかにすることである。

第1章 フランス語憲章成立の経緯

本章では、フランス語憲章が成立した経緯について、フランス語憲章以前に制定されたケベックの言語法であるフランス語振興法と公用語法の内容を中心に見ていく。¹⁾

第1節 教授用語規制のきっかけ——サン・レオナール事件とフランス語振興法

第1項 サン・レオナール事件

モントリオール島の北東部に、2002年にモントリオール市に編入された、サン・レオナール (Saint-Léonard) という区 (borough/arrondissement) がある。ケベックに教授用語の規制、延いては、教授用語に限らず、現在、フランス語憲章で行われている、社会の様々な場面における使用言語の法制化をもたらしたのは、サン・レオナール事件 (l'affaire Saint-Léonard) と呼ばれる、1960年代後半に、この地域に起きた事件だった。マーク・レヴァイン (Marc Levine) の研究によれば、1950年代まで、サン・レオナールは、人口1000人にも満たない、フランス語系住民から成る小さな町だった。町を変えたのは、1960年に完成したモントリオール島を横断する高速道路である。この高速道路の完成をきっかけとして、モントリオール島の東側の開発が進み、1960年代後半には、サン・レオナールは、50000人を超える住民を抱える住宅地と化した。人口が増えただけではなく、サン・レオナールにはイタリア系移民が多く移り住み、イタリア系移民のコミュニティができていった。1960年代後半には、フランス語系住民60 %に対し、イタリア系住民が30 %に上るほどの割合だった。²⁾

サン・レオナールの小学校では、フランス語を教授用語としていたが、この

1) フランス語憲章が制定された歴史的経緯の詳細については、以下を参照。Levine, Marc V. 1990 *The Reconquest of Montreal*. Temple University Press (hereinafter cited as Levine 90); Tetley, William 1983 "Language and Education Rights in Quebec and Canada (A Legislative History and Personal Political Diary)" in *Law and Contemporary Problems* Vol. 45: No. 4, pp. 177-219 (hereinafter cited as Tetley 83).

2) Levine 90, *supra* note 1 at 67.

ような住民構成の変化を受けて、1963年に、教育委員会は、英語とフランス語の両言語を教授用語とする学級を開講した。移民は英語での教育を希望しており³⁾、これは、移民の子弟に対して英語で教育を行うと同時に、フランス語を習得することも可能にするためのものだった。結果として、9割を超える移民の子弟がこの二言語学級に通い、卒業後は、英語系の中学校に進学していった。また、フランス語系住民の中にも、この二言語学級に子弟を通学させる者がいた。ところが、1967年11月、教育委員会は、1968年度から、教育委員会が運営する学校では、英語の授業も行う一方、第1-3学年において、フランス語で教育を行い、第4-7学年においては、段階的に教授用語をフランス語に変更する旨の決議を全会一致で行った。この決議は、実施のために必要であるとされた報告書の提出が延期される形で、一旦実施が見送られたが、1968年6月に教育委員会委員の選挙で、新たな委員が選出されると、急遽、教育委員会が再び開かれ、先の決議を撤回し、1968年度には、教育委員会が管理する初等教育の第1学年の教授用語をフランス語とする旨の新たな決議がなされた。⁴⁾ 移民の親たちのグループが英語系教育を行うための私的な学級を開設するなど、これに対する反対運動および反対運動への対抗が様々な形でなされた。双方の立場がデモを行い、フランス語単一言語主義を主張するグループがサン・レオナールで行ったデモでは、イタリア系住民と衝突し、100名が負傷し、50

-
- 3) 移民が英語での教育を希望した理由としては、もちろん、ケベック以外の北米では英語が主要な言語で、英語系住民が経済を牛耳っていたモントリオールでは英語が社会階層上昇のための言語 (language of upward mobility) であったことも大きな理由ではあるが、レヴァインの研究によれば、当時のフランス語系教育のあり方そのものも、移民の子弟がフランス語系教育を受けることを阻んでいた。第一に、単純にフランス語で教育を受けさせるためという理由で選択するには、フランス語系教育は、カリキュラムにおいてカトリックの宗教色が強すぎた。これに対して、英語系教育は世俗的なものだった。第二に、フランス語系教育では、大学進学を目指す一部のエリートの教育に重点があり、一般の生徒の教育に熱心ではなかったり、外国语としての英語の教育が稚拙だったりした。第三に、フランス語系教育システムの高官は、移民の子弟の受け入れに積極的ではなかった。Levine 90, *supra* note 1 at 57-59.
- 4) この決議に対しては、教育委員会委員二人によって、決議の暫定的差止命令 (interim injunction) を求める訴訟も提起されたが、時機を逸し、差し止めることは問題を悪化させるとして、棄却された。Perusse et al. v. School Commissioners of the Municipality of St-Leonard de Port-Maurice, 11 D. L. R. (3rd) 81.

名の逮捕者が出るほどの騒動となつた。⁵⁾

第2項 フランス語振興法

以上の背景のもとに、当時の州首相、ユニオン・ナショナル党 (Union Nationale) のジャン・ジャック・バートラント (Jean Jacques Bertrand) は、言語学者のジェンドロン (Jean-Denis Gendron) を委員長とする諮問委員会 (Commission of inquiry on the position of the French language and on language rights in Quebec) を創設し、現状について調査するよう命じた。しかし、現実には、事態は切迫しており、委員会の報告書を待たずして⁶⁾、1969年、バートラント政権は、「ケベックにおいてフランス語を振興する法 (Act to promote the French Language in Quebec. 以下、フランス語振興法)」⁷⁾を制定した。これは、後の公用語法やフランス語憲章のように、社会の様々な場面における使用言語を逐一規定したものではなく、当時の「教育省法 (Education Department Act)」、「教育法 (Education Act)」、「移民省法 (Immigration Department Act)」、「文化省法 (Cultural Affairs Department Act)」の四つの法に、フランス語の使用を促進するための規定を追加するという内容のものだった。

教授用語に関しては、教育委員会 (school board)⁸⁾が管理する、いわゆる公立学校では、第1学年から第11学年までの学習はフランス語でなされなければならないとする一方、両親ないし保護者が登録の際に申し出た場合には、英語で教育を行うことができるとし、教育委員会は、そのためのコースを創設しなければならないとした。但し、この場合にも、カリキュラムと試験は、フ

5) Levine 90, *supra note 1* at 68-79.

6) この報告書が完成するのは、バートラントが退いた後の1973年である。

7) S.Q. 1969, c. 9

8) 当時のケベックでは、各学区 (school municipality) は、学校委員会 (school commissioners) ないし学校理事会 (school trustees) のもと、学区に居住する子が6歳から16歳になる年まで通う一つ以上の公立学校を設置するとされた。学校委員会の委員も、学校理事会の委員も選挙で選ばれるが、学校委員会は、学区の宗教上の多数派によって構成されるのに対し、学区の宗教上の少数派が構成する委員会を学校理事会と呼ぶ。この学校委員会と学校理事会を合わせて、教育委員会 (school board) と呼んでいる。Education Act, R. S. Q. 1977, c. I-14, s. 1, 33, 55, 60, 73. ケベック州の学校制度の歴史的変遷については、小林順子1994『ケベック州の教育』東信堂

ンス語の作業用語としての知識（working knowledge）を確保し、このために教育相が必要な措置をとらなければならないとした。（2条）このように、フランス語振興法は、ケベックにおける初等・中等教育の教授用語を原則フランス語とした初めての法であると同時に、実際には、教授用語について保護者の選択を尊重するものだった。

第2節 公用語法

1970年及び1973年の州選挙で自由党（Québec Liberal Party）が躍進し、バートラント政権が退いた後、1974年、ロバート・ブラッサ（Robert Bourassa）政権のもと、公用語法（official language act）⁹⁾が制定された。これは、第1条で「フランス語はケベックの公用語である」と謳い、行政、公益事業（public utilities）、専門職法人（professional corporations）、労働関係、商業、教育など、社会の様々な場での使用言語を細かに定めたものだった。教授用語（the language of instruction）と題した第5章では次のような内容を規定した。

公立学校の教授用語（40条）

学校委員会、地方教育委員会、理事会法人が管理する、公立学校では、教授用語はフランス語でなければならない。同時に、三者は、英語での教育を継続しなければならない。但し、新たに英語での教育を始めたり、やめたり、増やしたり、減らしたりする場合には、教育相の事前の許可が必要であり、英語を母語とする生徒の数が十分に揃わない限り（warrant）、教育相の許可は発行されない。また、先住民の居住する地域を管理していたニュー・ケベック教育委員会（school board of New Québec）は、先住民の言語を教授用語とすることができる。

9) 公用語法については、オタワ大学の公用語及び二言語主義研究所（Official Languages and Bilingualism Institute）のウェブサイト“Site for language management in Canada”を参考にした。http://www.slmc.uottawa.ca/?q=leg_official_language_act_1974

教授用語の決定方法（41・42・43条）

生徒は、教授用語について十分な知識（sufficient knowledge）がなければならず、いずれの教授用語についても十分な知識がない場合には、フランス語で教育を受けなければならない。学校委員会、地方教育委員会、理事会法人は、各生徒の教授用語の理解力を考慮し、どの学級に割り当てるべきか判断する権限を持つ。他方で、教育相は、生徒の教授用語の知識を確認するために、試験を行うことができ、教育相は、試験の結果次第では、学校委員会等に対して、生徒の学級の変更を求めることができる。

第二言語の学習の促進（44条）

教育相は、英語で教育を受けている生徒のカリキュラムについて、フランス語を書き、話すための知識（knowledge of spoken and written French）を習得することを確保し、フランス語で教育を受けている生徒に対して、第二言語としての英語の教育を確保するために必要な措置をとらなければならない。

このように、公用語法では、教授用語について、保護者の選択を尊重したフランス語振興法から一変して、英語について一定の知識があることを、英語系公立学校で教育を受けるための条件とした。

しかし、公用語法も、「英語化（anglicization）」と呼ばれる、ケベック社会の不安を解決するものではなかった。レヴァインによれば、まず、公用語法では、英語についての一定の知識があることを、英語系教育を受ける条件としたが、一定の知識があるか否かを判断するための試験の実施は各教育委員会に委ねられたため、教育委員会によって判断の基準が異なるという問題が生じた。教育委員会によっては、試験を行わず、保護者の申し出のみによって判断したものもあった。また、教育委員会が新たに英語での教育を始める場合には、教育相の事前の許可が必要であったため、移民の子弟が急増した地域で、教育相が許可を発行するか否かをめぐって政治的問題が生じた。全体としては、公用語法下では、フランス語振興法下よりもフランス語系教育の就学者数の減少は緩和されたが、公用語法下でも、フランス語系教育の就学者数は、英語系教育の就

学者数よりも急激に減っていった。¹⁰⁾

第2章 フランス語憲章における就学前・初等・中等教育の教授用語規制

第1節 72条による「教室のフランス語化」

1976年の州選挙では、ケベック党（Parti Québécois）が政権を執り、ルネ・レヴェク（René Lévesque）が新たな州首相となった。翌年、レヴェク政権は、早速、公用語法を改め、「フランス語憲章（Charter of the French Language）」¹¹⁾を制定した。フランス語憲章は、6条で「何人も、ケベックにおいて教育を受ける権利を持つ者は、その教育をフランス語で受ける権利を持つ」とし、教授用語について、第8章72条で次のように定めた。

72条：この章が別に認める場合を除き、幼稚園学級および初等学校・中等学校における教授はフランス語でなされなければならない。（第2パラグラフ省略）

そして、79条で、英語系教育を未だ実施していない教育機関はその実施を求められることはなく、また、以後、教育相の明示された事前の許可なしに英語系教育を導入してはならないとした。フランス語憲章は様々な点で公用語法と大きく異なるが¹²⁾、その一つは、私立学校の教授用語も規制対象になったことである。72条は、公用語法と同様に、学校委員会、理事会法人、地区教育委員会、また、1972年の「モントリオール島における学校の発展を促進する法（Act to promote school development on the island of Montreal）」¹³⁾で設置され、モントリオール島の教育委員会間の調整を担った、モントリオール島学校評議

10) Levine 90, *supra* note 1 at 105-107.

11) R.S.Q. 1977, c. C-11

12) 全般的な違いについては、Tetley 83, *supra* note 1 at 199-201.

13) S. Q. 1972, c. 60

会（Conseil scolaire de l'île de Montréal）だけでなく、一定の私立学校にも適用された。1977年当時、私立学校については、「私立教育に関する法（Act respecting private education）」¹⁴⁾に基づき、教育相によって「公共の利益に適うと宣言された機関（declaration of public interest）」「補助金のために認定された機関（institutions recognized for purposes of grants）」「教育のために認定された機関（permits）」の三種類の学校があり、このうち最初の二種類の機関は、州の補助金を受けて運営され、フランス語憲章の規制の対象になった。¹⁵⁾

第2節 72条の教授用語の規制の例外

フランス語憲章は、以上のような「教室のフランス語化」という大原則を掲げると同時に、72条の規制が免除され、フランス語以外の言語での教育を受けることを可能にするための例外規定を多く併せ持っていた。¹⁶⁾

第1項 英語を教授用語とする教育

本人および家族の教育経験を理由とする例外（73条）

まず、次の四つの条件を掲げ、本人や父母、兄姉が英語で一定の教育を受け

14) R.S.Q. 1977, c. E-9

15) 「公共の利益に適うと宣言された機関」は生徒一人当たりの平均費用の80%に相当する額を、「補助金のために認定された機関」は生徒一人当たりの平均費用の60%に相当する額の助成を受けることができた。R.S.Q. 1977, c. E-9, chapter II-V

16) Minister of State for Cultural Development/ Ministre d'État au Développement culturelとして、フランス語憲章の作成に中心的な役割を果たしたカミーユ・ロラン（Camille Laurin）は、州議会に提出した政策方針書（position paper）の中で、ケベックにおいてフランス語は単なるコミュニケーションの手段ではなく、生活様式であり、社会正義の問題であるというだけでなく、少数派の言語と文化の尊重、フランス語以外の言語を学ぶ重要性も言語政策の基礎になるべき原理として示している。Savren, Clifford. 1978. "Language Rights and Quebec Bill 101", in 10 Case Western Reserve Journal of International Law, 543-571 (hereinafter cited as Savren 78), at 549; Camille Laurin, La politique québécoise de la langue française, Gouvernement du Québec, mars 1977. また、レヴァインも、既に英語系学校に通学していた子の兄弟姉妹の英語系学校への通学を認めるなど、フランス語憲章には公用語法よりもリバラルな側面もあるとしている。いずれにしても、レヴァインが指摘するように、フランス語憲章は、制定当初から現在に至るまで、徹底した單一言語主義をとっているわけではない。Levine 90, *supra* note 1 at 119.

た経験がある場合には、申請に基づき、英語系教育を受ける資格を認めた。

- (a) ケベックで、英語で初等教育を受けた父ないし母の子
- (b) 1977年8月26日にケベックに居住し、ケベック外で、英語で初等教育を受けた父ないし母の子
- (c) 1977年8月26日以前における学校の最終学年で、公立の幼稚園学級ないし初等学校・中等学校で、合法的に英語で教育を受けていた子
- (d) パラグラフ c で説明された子の弟ないし妹

他州との相互協定の締結を理由とする例外（86条）

州政府は、ケベック州と他州との相互協定において考慮の対象となりうる人々に対し、英語系教育を受ける資格について定めた73条の範囲を拡大するための規則を定めうるとした。

学習障害の存在を理由とする例外（81条）

重大な学習障害を抱える子には、第8章の規定の適用は免除されなければならないとした。¹⁷⁾

ケベックでの滞在が一時的であることを理由とする例外（85条）

州政府は、ケベックに一時的に滞在する人々に対し、第8章の規定の適用が免除されうる条件を規則で定めることができるとした。

第2項 先住民の言語を教授用語とする教育

ケベック州は、州内に25の居留地と16のイヌイトの村があり、州北部を中

17) 81・85条の二つの規定は、文言上は、第8章全体の免除を定めたものであり、学習障害を抱える子およびケベックでの滞在が一時的である子は、フランス語以外のいかなる言語での教育も選択することが可能であることを意味している。しかし、現実には、ケベック州で、公立学校および補助金を受けた私立学校での教授用語は英語・フランス語・先住民の言語のいずれかであり、以上の規定に該当する人々が先住民の言語による教育を希望するわけではないことから、以上の二つの規定も英語系教育を受ける資格を定めるものと言える。

心に10万人を超える先住民を抱えている。¹⁸⁾ フランス語憲章では、居留地および1975年の「ジェームズ湾および北部ケベック協定 (James Bay and Northern Québec Agreement)」^{19) 20)} 及び1978年の「北東ケベック協定 (Northeastern Québec Agreement)」によって自治が認められた領域でも、以下のように、72条による教授用語の規制を免除した。

クリー・カティビク・ナスカピ (87・88条)

クリー教育委員会、カティビク教育委員会²¹⁾の管理下の学校では、それぞれクリー語、イヌイット語 (Inuitut) およびジェームズ湾および北部ケベック協定締結時に教授用語として使用していた言語でなければならない。他方で、

-
- 18) ケベック州のクリーとイヌイットについては、以下に詳細な研究がある。スチュアート・ヘンリ1997「北部ケベックの先住民」西川長夫ほか編『多文化主義・多言語主義の現在』人文書院、109-132頁、岸上伸啓2005「ケベック州のクリーとイヌイット」綾部恒雄監修『講座 世界の先住民族：ファースト・ピープルズの現在：07 北米』明石書店、277-290頁、岸上伸啓2009「先住民」小畠精和ほか編『ケベックを知るための54章』明石書店、119-126頁
 - 19) <http://www.gcc.ca/pdf/LEG000000006.pdf>
 - 20) ジェームズ湾および北部ケベック協定とは、ケベック州政府（ロバート・プラッサ政権）が新たな雇用確保のために発表した、ウンガバ半島の主要な河川をダムで堰き止める水力発電網の建設（ジェームズ湾プロジェクト）に対し、対象地域を生活領域としていた先住民が土地に対する権利を裁判所に訴え、カナダ・ケベックの両政府およびイドロ・ケベックなどの水力発電網の建設に関わる事業者との間で締結した協定。先住民は、一部の土地を放棄する代わりに自治権や貯水湖予定地の木材の伐採権、水没を免れる地域の確保と狩猟・漁業権、連邦政府・州政府双方からの補償金などを得た。浅井晃2004『カナダ先住民の世界』彩流社、142-144頁
 - 21) カナダでは、言語と歴史的な経緯によって、インディアン、イヌイット、メイティの3集団を先住民 (aboriginal peoples) としている。スチュアート・ヘンリ2005「解説 カナダ・極北」綾部恒雄監修『講座 世界の先住民族：ファースト・ピープルズの現在：07 北米』明石書店、208-218頁「クリー (Cree)」とは、アルゴンキン語族系のインディアンで、クリー語を第一言語とし、ジェームズ湾および北部ケベック協定によって、自治政府が認められた先住民である。「カティビク (Kativik)」とは、ジェームズ湾および北部ケベック協定によって、ケベック州北部のヌナビク地方に成立し、14の村を統括している地方政府の名称である。カティビク地方政府 (Kativik Regional Government) は、ケベック州の北緯55度以北からクリーが権限を持つ領域を除いた地域に設置された、一般的な地方政府であるが、実際には住民の9割以上がイヌイットのため、イヌイットの先住民政府となっている。<http://www.krg.ca/en/general-information-krg>

以上の教育委員会は、生徒が、望むならば、将来フランス語系学校で学習を継続できるようフランス語の教授用語としての使用を追求しなければならない。先住民を親としない子については、教育省の支援のもとに、以上の教育委員会は、72～86条を適用するために必要な措置をとらなければならない。

以上の規定は、ナスカピ（Naskapis de Schefferville）²²⁾にも適用されたとした。

居留地（97条）

先住民の居留地では、フランス語憲章は適用されない。²³⁾

第3章 カナダ権利と自由憲章の成立とそれによる違憲審査・法改正の推移

第1節 カナダ権利と自由憲章23条少数派言語教育権

第1項23条少数派言語教育権

1982年の憲法移管（patriation）、「カナダ権利と自由憲章（Canadian Charter of Rights and Freedoms. 以下、カナダ憲章）」と題された人権条項²⁴⁾の成立は、ケベック社会のフランス語憲章を取り巻く状況を大きく変えることとなった。

22) ナスカピとは、アルゴンキン語族系のインディアンである。インディアンの区別については、浅井・前掲註20、「付録1 カナダ先住民言語グループ一覧」を参照。ジエームズ湾および北部ケベック協定はナスカピ抜きで締結され、後にナスカピは北東ケベック協定として同様の協定を結んだ。<http://www.naskapi.ca/en/History>

23) 「居留地（reserve）」とは、国王がインディアンのために取り分けた土地を言い、1763年にイギリスが発した国王布告（Royal Proclamation）などに基づいて認められている。この土地の法的権限は国王に属す。国王布告については、Revised Statutes of Canada 1985, Appendices, Appendix IIを参照。1867年にイギリス議会で制定されたBNA法では、91条の連邦政府の立法権が及ぶ事項を列举する中に、インディアンおよびインディアンの居留地を挙げ、カナダ連邦政府の立法権限が居留地にも及ぶこととなつた。これを受け、1876年にインディアン法を定め、連邦政府がインディアンについて管轄している。齊藤憲司1993「カナダ先住民に関する法制度」外国の立法v. 32 n.2・3、104-157・106-107頁

24) Canadian Charter of Rights and Freedoms, Part I of the Constitution Act, 1982, being Schedule B to the Canada Act 1982 (U.K.), 1982, c. 11

カナダ憲章（1982年憲法）は、23条で、公用語である英仏二言語について、それが州で少数派言語である場合に、当該言語を教授用語とする教育を受ける権利を定め、成立するや否や、フランス語憲章による教授用語の規制は、これを根拠に争われることとなった。²⁵⁾ この少数派言語教育権は、カナダ憲章の制定にあたって、極めて異論が多かったものとされている。²⁶⁾

23条（1）：以下のカナダ市民（Citizens of Canada）は、当該州において当該言語によって初等および中等学校教育を受けさせることができる権利を持つ。

（a）学びかつ現に理解する第一言語が、居住する州の英語系ないしフランス語系言語的少数派人口の言語である市民。

（b）カナダにおいて、英語ないしフランス語で初等学校教育を受け、かかる教育を受けた言語が州の英語系ないしフランス語系言語的少数派人口の言語である州に居住する市民。

（2）：カナダにおいて、子が英語ないしフランス語で初等および中等学校教育を受けたないし受けているカナダ市民は、すべての子を同一の言語で初等かつ中等学校教育を受けさせることができる権利を持つ。

（3）：州の英語系ないしフランス語系言語的少数派人口の言語で初等および中等学校教育を子に受けさせることができる、（1）および（2）のカナダ市民の権利は、

（a）当該権利を持つ市民の子の数が、少数派言語教育を公的資金から提供することを保証するに十分である州において適用する。

（b）この数がこのように保証できる場所では、公的資金によって提供され

25) 裁判記録を探し当てることはできなかったため、教授用語について争われたか否かは分からぬが、フランス語憲章をめぐって、ケベック州政府とプロテスタント系教育委員会の間で、1982年憲法制定前にケベック上級裁判所で訴訟があったとの新聞記事がある。“Montreal English school board loses money as court upholds Quebec’s Bill 101 position”, The Globe and Mail, July 21, 1978 Friday

26) ジョン・セイウェル1994『カナダの政治と憲法』改訂版、三省堂、148-149頁

た少数派言語教育施設においてかかる教育を受けさせることができる権利を含む。

同時に、59条（1）で、ケベックでは、23条（1）（a）は女王ないし総督が公布する宣言書が定める日に効力を持つとし、59条（2）で、この宣言書はケベック州議会ないしケベック州政府が認めた場合にのみ公布されたとした。²⁷⁾これに対し、ケベックでは、1982年憲法が制定されるや否や、州議会の事前の同意なしに州政府は、59条に定める宣言書を認めてはならない旨を定めた州法²⁸⁾を可決し、結果として、23条（1）（a）をケベックで適用するには州議会の了承が必要であることとなった。現在でも、このような宣言書は公布されておらず、ケベックにおいては23条（1）（a）の適用は見送られている。

第2項23条と他の条項との関係

後の裁判をめぐる議論の関係上、23条の適用に関わる他の重要な条項を確認しておく。

1条「合理的制限条項」との関係

カナダ憲章1条は、憲章が定める権利と自由は、「法によって規定された、自由で民主的な社会において明白に正当化されうる合理的な制限 (such reasonable limits prescribed by law as can be demonstrably justified in a free and democratic society)」にのみ服するとしている。23条の少数派言語教育権もこのような制限には服すると見え、後述するケベックを舞台にした訴訟では、ケベックの州法であるフランス語憲章による英語系学校への通学者の資格の限定が、この「法によって規定された、自由で民主的な社会において明白に正当化されうる合理的な制限」に当たるかが繰り返し争われた。

27) このようにケベックを免除する形になったのは、ケベックが1981年11月5日の憲法についての合意に参加していなかったためであると言う。Hogg, Peter W. 2012. *Constitutional Law of Canada*, 5th edition supplemented, vol. 2, Thomson Reuters, at 56-29.

28) An Act Respecting the Constitution Act, 1982, R.S.Q. c. L-4.2

33条「適用除外条項」との関係

カナダ憲章33条は、連邦議会および州議会は、カナダ憲章の規定にもかかわらず、連邦法および州法が有効であることを宣言し、5年間効力を持たせることができると定めている。(33条（1）～（3）) 5年経過後には、同じ法を再度制定し、効力を再び5年間延長させることが可能である。(33条（4）・（5）) 但し、この規定は2条および7条から15条を対象としたもので、23条の少数派言語教育権はこの対象とはならず、ケベックでは33条を用いて、少数派言語教育権について違憲判断がなされた規定を維持することはできない。

第2節 フランス語憲章72条以下をめぐる裁判と法改正の経緯

今まで続く、フランス語憲章による教授用語の規制をめぐる法的紛争は、カナダ憲章が成立するや否や始まった。本節では、フランス語憲章72条以下をめぐる裁判について、事案の概要、最高裁判決の判旨、その後の法改正について主に整理し、フランス語憲章72条以下の教授用語の規制がどのように法的に争われ、改正されてきたかを明らかにする。

第1項 ケベック法務大臣対ケベック・プロテスタント教育委員会判決と1986年アムネスティ

ケベック法務大臣対ケベック・プロテスタント教育委員会判決

〈事案の概要〉

カナダ憲章成立から数週間後、モントリオールの二つのプロテスタント系教育委員会およびプロテスタント教育委員会ケベック協会 (Quebec Association of Protestant School Boards) から、次のような宣言的判決 (declaratory judgment) の申し立てがなされた。(ケベック法務大臣対ケベック・プロテスタント教育委員会判決 (Attorney General of Quebec v. Quebec Protestant School Boards))²⁹⁾ 第一に、以下の二つの問い合わせに肯定的な回答を求めた。

- 1 英語系初等ないし中等学校を管理している教育委員会は、カナダ憲章の23条（1）（b）および23条（2）に従って適格である子に、フランス語憲章のもとで適格であるか否かおよびフランス語憲章の要件を満たしているか否かにかかるらず、英語系学校への通学を認める義務があるか。
- 2 問い1への回答が肯定的であるならば、教育委員会は、フランス語憲章のもとで英語系教育の資格をもつ子に適用されるのと同一の基準に基づいて、このような子の教育のために公的資金から助成を受ける権利があるか。

第二に、フランス語憲章72条以下および付随する規則に含まれている英語系教育へのアクセスについての制限は、23条（1）（b）および23条（2）、23条（3）と抵触する限りで無効であることを示すよう求めた。ケベック上級裁判所（Superior Court）³⁰⁾、ケベック控訴裁判所³¹⁾を経て、カナダ最高裁は以下のように、カナダ憲章とフランス語憲章が抵触する部分について、違憲であるとの判断を下した。

〈カナダ最高裁判決〉

最高裁は、まず、72・73条とカナダ憲章23条の規定の相違について、ケベック上級裁判所が行った比較対照を引き、確認した。一方で、カナダ憲章の少数民族言語教育権の保障はカナダ国民を対象としたものであるのに対し、フランス語憲章では、カナダ国籍の保持は、英語系学校の就学許可を得るための要件ではなく、教育経験と居住の事実をもとに英語系学校への通学が許可されると

29) [1984] 2 S.C.R. 66

30) 上級裁判所は、ケベック州法務大臣が、フランス語憲章73条は、少数民族言語教育権の制限であって、否定ではないと主張したのに対し、73条は、憲章で保障された権利の完全なる否定にはならないとした。また、カナダ憲章1条が23条を対象とすることを確認し、ケベックは、73条が「合理的な制限」を構成することを説得的に示すことができていないとしている。140 D.L.R. (3d) 33.

31) ケベック外で英語系の初等教育を受けたカナダ国民や子がケベック外で英語系の初等・中等教育を受けたカナダ国民は、子に英語系教育を受けさせることができない点で、フランス語憲章の第8章は、カナダ憲章23条の権利を否定しているとした。1 D.L.R. (4th) 573.

いう点では、フランス語憲章の方が英語系学校への通学をより広く認めていると言える。フランス語憲章73条（a）（b）では、父母が、ケベック、もしくは1977年8月26日にケベックに居住し、ケベック外で、英語で初等教育を受けたことを条件とし、（c）（d）では、本人および年長の兄弟が、1977年8月26日以前における学校の最終学年で、公立の幼稚園学級ないし初等学校・中等学校で、合法的に英語で教育を受けていたことを条件とし、英語系学校の就学許可を得るにあたって、いずれもカナダ国民であることは問われていない。他方で、カナダ憲章23条上は、カナダ国内で英語系教育を受けた父母は子に英語系教育を受けさせる権利を持つのに対し、フランス語憲章72・73条では、1977年8月26日にケベックに居住していない場合には、ケベック外で英語系教育を受けた父母の子は、英語系教育を受けることができない。したがって、フランス語憲章では、カナダでの英語系教育の経験を持つ人一般に英語系教育を保障するという一般的適格性（general eligibility）が否定されている。

また、カナダ憲章23条（2）上は、いずれかの兄弟が英語で初等および中等学校教育を受けた経験があるか現在受けている場合には、残りの兄弟すべてが英語系教育を受けることができるのに対し、フランス語憲章では、本人および兄弟が英語系教育を受けるために要する英語系教育の経験は、それが1977年8月26日以前における学校の最終学年であること、公立の幼稚園学級ないし初等学校・中等学校であること、合法的であることの3条件を伴わなければならぬ。また、このような条件を充たす場合にも、兄弟に対する英語系学校の就学許可は、年下の兄弟に対してしか保障されず、兄弟一般に保障するという一般的適格性（general eligibility）が否定されている。

その上で、フランス語憲章による限定が1条の「合理的な制限」に該当するか否かについて、最高裁は次のように示した。23条の少数派言語教育権の規定はカナダ固有の特別な規定であり、教授用語について、カナダの英語系少数派とフランス語系少数派を治める体制を明確に念頭に置き、そのうちの不適切な体制を改善させることを目的として起草されたものである。カナダ憲章23条の条文とフランス語憲章72・73条の条文を比較するならば、フランス語憲章73条はカナダ憲章の起草者が救済を必要と考えた原型である。したがって、

フランス語憲章72・73条によるカナダ憲章23条の少数派言語教育権の限定は、カナダ憲章1条の「合理的な制限」に当たると考えることはできない。

そして、以上の論理は、フランス語憲章がカナダ憲章制定以前に制定されたものであるため成立するが、カナダ憲章制定後に制定されたものであったとしても、カナダ憲章1条による制限は、連邦および州議会の宣言により、連邦法および州法がカナダ憲章の規定と抵触する場合にも有効となる33条とは異なるとして、フランス語憲章73条とカナダ憲章23条の抵触は、1条によっては正当化されえないとした。

1986年アムネスティ

フランス語憲章は、制定当初から、ケベック社会に難なく受け入れられたわけではなかった。とりわけ、先の裁判が個人ではなく、教育委員会によって争われたように、当時、ケベックの英語系教育を担っていたプロテスタント系の教育委員会はフランス語憲章に対し、組織的な抵抗運動を行った。プロテスタント教育委員会ケベック協会は、傘下の教育委員会に対し、フランス語憲章の規定に拘わらず、英語系教育を希望する子をすべて受け入れるよう言い渡し、結果として、フランス語憲章上は英語系教育を受ける資格を持たずに英語系学校に通学する、「違法通学」状態に陥る子が生じた。ケベック州は、これに対し、教育委員会に対する補助金の削減と卒業証書の不承認という形で応じたが³²⁾、1986年には、ケベック州議会は、「一定の子の英語での教育のための資格についての法 (An Act respecting the eligibility of certain children for instruction in English)」³³⁾を制定し、違法通学状態に陥っていた生徒の救済を実施し、学校委員 (school commissioner) と理事 (trustee) が違法通学を容認した場合の罰則を定めた。同法は1986年6月19日に成立したが、フランス語憲章第8章の資格を満たさずに、英語系教育を受けていた生徒に対し、8月1日までに教育委員会に入学の申請を行うことおよび受けていた教育の内容が教育相ないし州政府

32) Savren 78, *supra* note 16 at 562-563. 違法通学者へのインタビューとして、矢頭典枝 1997 「アングロフォンと仏語憲章」カナダ研究年報17、4頁

33) S.Q. 1986, c.46

が定めた規則や学習プログラムに従っていることを条件に、英語系教育の就学を認めうるとした。実際の手続きとしては、教育委員会への申請を経て、教育相が指名した者が審査を行った。(1~6条)

同時に、フランス語憲章に、78条の1として、英語系教育を受ける資格を持たない子を許可したり、黙認したりしてはならない旨の条項を新たに追加し、208条の1として、これに違反した場合には、5年間、学校委員ないし理事としての資格を剥奪するとした。(7・11条)

また、85条の1として、英語系教育を受ける資格を持たない場合であっても、家族ないし人道的な理由に基づいて深刻な状況にあることが認められる場合には、教育相は英語系教育を受ける資格を与えることができるとした。(8条) この救済で、1433名の生徒が英語系教育の就学許可を得ている。³⁴⁾

第2項1983・93年の改正とソルスキ対ケベック判決、ゴセリン対ケベック判決 1983・93年の改正

先の訴訟が係争中であった1983年、ケベック州議会は、英語系教育の就学条件を定めた73条のうち、親が受けた教育経験を根拠とする(a)(b)の条項について、「英語での教育経験が初等教育全体の主要な部分(major part)を構成していること」という条件を加えるという僅かな改正を行った。³⁵⁾ そして、1993年、ケベック州議会は、フランス語憲章73条を次のように改正し、公立学校及び補助金を受けた私立学校で英語系教育を受けるための条件をカナダ憲章23条(1)(b)および(2)に合わせた上で、1983年の改正で追加した、英語での教育経験が教育課程全体の「主要な部分major part」を構成していることという条件をすべての条項に付け加えた。³⁶⁾

73条 以下の子は、両親の一方の申し出により、英語で教育を受けうる。

34) Gouvernement du Québec, Ministère de l'Éducation, du Loisir et du Sport. 2008. Rapport sur l'évolution de la situation linguistique au Québec 2002-2007 (hereinafter cited as MELS 08) at 90.

35) S.Q. 1983, c. 56, s. 15

36) S.Q. 1993, c. 40

(1) カナダ市民で、カナダにおいて英語で初等教育を受けた父親または母親の子。但し、当該教育が彼または彼女がカナダにおいて受けた初等教育の主要な部分を構成していること。

(2) 父親または母親がカナダ市民で、カナダにおいて英語で初等教育または中等教育を受けたないし受けている子とその兄弟姉妹。但し、当該教育が、当該子がカナダにおいて受けた初等または中等教育の主要な部分を構成していること。

(3) カナダ市民ではないが、いずれか一方がケベックにおいて英語で初等教育を受けた父親および母親の子。但し、当該教育が彼または彼女がケベックにおいて受けた初等教育の主要な部分を構成していること。

(4) 1977年8月26日以前に、ケベックにおける学校の最終年に、公立幼稚園学級ないし初等または中等学校で英語で教育を受けていた子とその兄弟姉妹。

(5) 1977年8月26日にケベックに居住し、ケベック外で英語で初等教育を受けた父親または母親の子。但し、当該教育が彼または彼女がケベック外において受けた初等教育の主要な部分を構成していること。

英語系学校での教育を希望する個人が、この73条の規定が該当するか否かは、ケベック州の教育省の指定者が決定するとされ（75条）、この結果、本人および親兄弟が英語で教育を受けた経験がある場合にも、その経験がそれを含む教育課程全体の主要な部分ではないという判断の下に、教育省が公立及び補助金を受けた私立の英語系学校で教育を受ける資格を否定する事例が出てきた。このため、フランス語憲章73条で、ケベックにおいて英語で教育を受けるために、本人および親兄弟が受けた教育の「主要な部分」の教授言語が英語であることを要求している点がカナダ憲章23条に違反していないか争われたのが、2005年のソルスキ（後見人）対ケベック（法務大臣）判決（Solski (Tutor of) v. Quebec (Attorney General)）³⁷⁾である。

37) [2005] 1 S.C.R. 201

ソルスキ対ケベック判決

〈事案の概要〉

本訴訟では、当初Sが提起したものをCが承継し、1993年のフランス語憲章73条の改正法がカナダ憲章23条に違反していないか争われた。Sは、当初、一時的な労働を目的に、ポーランドからカナダにやってきたが、この訴訟の過程でカナダ国籍を取得した。Sには双子の子がおり、二人は、フランス語憲章85条により、ケベックでの滞在は一時的であるとの理由で、英語系学校の就学許可を受け、ケベックで英語系教育を受けた。その後、就学許可の期限が切れたため、約3年間に渡って、フランス語系学校に通学したが、続く中等教育の第一学年については、子は、就学許可なしに、英語系学校に通学した。学校が就学許可の取得を求めたため、就学許可を申請したが、教育相の指定者は、その当時まで、子が正規の許可なしに英語で中等教育を受けていたことを理由に、就学許可の申請を拒否した。審査委員会（Review committee）およびケベック行政裁判所（administrative tribunal of Quebec）³⁸⁾は、カナダでの初等教育における英語系教育とフランス語系教育の期間を比較し、後者の方が前者より長いことから、Sの子の初等教育の主要な部分の言語はフランス語であるとした。また、中等教育においては、許可なしに英語系学校に通学したことを理由に、英語系教育を受ける権利は生じないとした。ケベック上級裁判所は、本人およ

38) 1977年のフランス語憲章制定当初は、英語系学校の就学許可の発行可否について、教育相ないし教育相が指定した者が行った決定への上訴（appeal）は、政府によって設置される上訴委員会（appeal committee）に対して求めることができたが（R. S.Q. 1977, c.5, s. 82-83）、1997年には審査委員会（review committee）に対して行うよう変更された。（S.Q. 1997, c. 43, s. 147-150）その後、1998年にケベック行政裁判所が設置され、ケベック行政裁判所が、憲法上の権利に関わる、英語系学校の就学許可の問題について審議する権限を持つか否かが争われたが、ソルスキ判決と同日に下されたオクウオビ判決（Okwuobi v. Lester Pearson School Board; Casimir v. Quebec (Attorney General); Zorrilla v. Quebec (Attorney General), [2005] 1 S.C.R. 257）にて、ケベック行政裁判所が憲法の問題について審議することやケベック行政裁判所への申立てを回避して上級裁判所に申立てを行ってはならないことなどが裁定された。2002年には、フランス語憲章上も、英語系学校の就学許可に関する決定は、ケベック行政裁判所にて争うべきことが明記された。S.Q. 2002, c. 28 s.8

び親兄弟が受けた教育の「主要な部分」の教授言語が英語であることという条件がなければ、申請者の子等は合法的に英語系教育を受けることができたとし、フランス語憲章73条の改正法は、カナダ憲章23条（2）の少数派言語教育権の権利者を限定する点で、カナダ憲章に抵触するとした。³⁹⁾

ケベック州法務大臣がケベック控訴裁判所に上訴したが、Sは争わず、控訴裁判所は、以下のCとLの訴訟参加（intervention）を認め、補助金を受けていない私立の英語系学校への短期間の通学によって、英語系学校へ通学する権利が認められるならば、英語系学校への通学を自動的に認めてしまうに等しく、英語・フランス語の不均衡を一層強化することになり、カナダ憲章23条の目的に反することから、フランス語憲章73条の改正法はカナダ憲章23条（2）に適うとした。⁴⁰⁾ Cのケースでは、ケベックに移住する前に、子がオンタリオ州で英語系の学校委員会によって運営される初等学校のイマージョン・プログラムで学んでいたが、ケベックで英語系学校の就学許可を拒否されていた。Lのケースでは、子がケベックで、授業の6割を英語、4割をフランス語で提供する補助金なしの私立学校で学んでいたが、英語系学校の就学許可を拒否されていた。CとLのいずれも、フランス語憲章73条の合憲性を争っていた。最終的にはCが訴訟を承継し、Lは最高裁への上訴には加わらなかった。

〈カナダ最高裁判決〉

カナダ最高裁は、次のように示し、子の英語系教育の経験が教育経験全体の「主要な部分」であるかという判断について、教育を受けた期間の長さのみを基準とする量的評価ではなく、それ以外の要素も考慮する質的評価を行う限りで合憲であるとした。（合憲限定解釈（Reading down））

カナダ憲章23条（2）の目的は、少数派言語教育権の継続を保障すること、移動に便宜を図ること、家族の一体性を保障することである。起草者の意図は、公用語である英仏いずれか一方の言語で教育を受けているないし受けた子に、同一の言語で教育を全うさせることにある。カナダ憲章23条の究極的な目的

39) [2001] R.J.Q. 218 à 241

40) [2002] R.J.Q. 1285 à 1297

は、少数派言語共同体を保護・振興することにあるが、23条（2）の少数派言語教育権の保障は、本人および兄弟が受けた初等・中等教育の教授用語が州の少数派言語であることのみを要件とし、ケベックの英語系カナダ人やケベック以外の州のフランス語系カナダ人などの少数派言語話者以外にも及ぶ。（パラグラフ30-31）

最高裁は、教育相が、初等教育と中等教育の教授用語を別々に判断し、各言語による教育を受けた期間の長さのみを判断の要素としている点で、ケベック行政裁判所およびそれを支持した法務大臣の解釈を「厳格な数学的アプローチ」と呼ぶ。そして、フランス語憲章73条の「主要な部分」の要求は、子の教育経験の量的評価ではなく、質的評価を含むものでなければならず、厳格な数学的アプローチは、多くの考慮すべき要素を無視し、カナダ憲章23条（2）の目的に適った（purposive）解釈のもとで少数派言語教育権の対象となるべき人々を公正に扱うことに失敗しているとした。（パラグラフ28・35-37）

最後に、英語で受けた教育が、フランス語憲章73条が定める教育経験全体の「主要な部分」であるかを判断する際に考慮すべき要素として、①教授言語が少数派言語であった教育の期間、②初等教育・中等教育といった教育の段階、③少数派言語を教授用語とする教育の実質的な受講可能性、④学習過程において本人が直面した障害や困難の四つを挙げた。（パラグラフ39-45）

ゴセリン対ケベック判決——フランス語系話者が英語系教育を受けさせる権利

ソルスキ判決と同日に下された、「ゴセリン（保護者）対ケベック（法務大臣）（Gosselin (Tutor of) v. Quebec (Attorney General)）判決」⁴¹⁾では、フランス語憲章73条が、言語に基づく差別を禁じたケベックの「人権と自由憲章（Charter of Human Rights and Freedoms）」⁴²⁾に違反しないかが争われ、多数派言語の話者がカナダ憲章23条を根拠に、少数派言語教育を受ける権利が否定された。

41) [2005] 1 S.C.R. 238

42) R.S.Q., c. C-12

〈事案の概要〉

ケベックに生まれ、フランス語で教育を受けたカナダ人7組14人の夫婦を含む8組16人の夫婦が、一定の教育経験を持つ人に英語系教育を受ける資格を限定したフランス語憲章73条は、言語に基づく差別を禁じたケベックの人権と自由憲章10条に違反すると主張した。このうち4組の夫婦は、英語系学校の就学許可を申請したが、認められなかつた。

〈カナダ最高裁判決〉

カナダ最高裁は、フランス語憲章73条の目的を、特定の集団を公的サービスから排除することではなく、カナダ憲章23条が要請する、少数派言語教育を提供するという、すべての州に課された憲法上の積極的な責任を実現することであり、フランス語憲章73条はケベックの人権と自由憲章10条には違反しないとした。（パラグラフ16-21）また、カナダ憲章23条の少数派言語教育権は、多数派ではなく、少数派に対して、少数派言語教育権を与えることによって、ケベックの英語系コミュニティおよびケベック外のフランス語系コミュニティの繁栄を確保しようとしたものであるとし、原告がケベックの多数派のフランス語系話者である以上、子に英語系教育を受けさせることの目的は、23条の目的の範囲外であるとした。

カナダ憲章23条少数派言語教育権と15条平等権の関係についても、次のように示した。カナダ憲章23条に表れているのは、カナダの二つの公用語集団間の平等の観念である。これは15条の平等権および27条の多文化主義の例外で、特定の集団に特別な権利を与えた規定を解釈するために、すべての個人に普遍的に適用可能な平等の原理を呼び起こすことは、まったく首尾一貫しないとしたマエ判決（*Mahe v. Alberta*）⁴³⁾を引き、15条の平等権の規定を利用して、23条の少数派言語教育権の権利者を修正することは斥けられなければならないとした。（パラグラフ21-22）

判決では、最後に、カナダ憲章23条において教授用語への「自由なアクセ

43) [1990] 1 S.C.R. 342

ス」を否定した背景として、多数派が少数派言語を教授用語とする学校に子を通学させるならば、ケベック外では、多数派が少数派を圧倒することによって、少数派言語学校が同化の場となりうるとしている。また、ケベックでは、少数派言語学校によって、カナダ全体では少数派言語であるフランス語をケベックにおける多数派言語として保護し、発展させると希望を掘り崩すべきではない。少数派言語学校が、イマージョン・プログラムと化す懸念や少数派言語学校の管理の問題などについて喚起し、法的原理とともに実践的な理由が、少数派言語教育権が平等権の保障に従属すべきではないという結論を支持すると示している。(パラグラフ29-34)

第3項 2002年の改正とグエン対ケベック判決

2002年の改正

1993年の改正の後、「橋渡し学校 (bridging school/ écoles passerelles)」と呼ばれる新たな問題が浮上し、フランス語憲章73条の規定が再び注目を浴びることになった。フランス語憲章72条によれば、72条の教授用語の規制は、教育委員会のもとに設置されている公立学校と教育省から補助金を得ている私立学校に適用される。したがって、英語系学校に通学させるために許可が必要なのは、英語系の公立学校と英語系の私立学校のうち、公立学校か教育省からの補助金を得ている私立学校に通わせることを希望する場合である。私立学校でも、教育省からの補助金を受けていない学校はフランス語憲章の規制対象ではなく、教育省からの補助金を受けていない学校がどの言語を教授用語としていたとしても、親は、自身の第一言語や教育経験に拘わらず、このような補助金なしに運営されている私立学校に通わせる自由がある。⁴⁴⁾ このため、このよう

44) したがって、補助金を受けていない私立学校に通わせても、子弟に英語で教育を受けさせることを希望する親にとっては、この72条、73条の規制は大きな問題ではない。この規制が問題となるのは、フランス語の理解が不十分であることなどを理由に英語での教育を希望するが、子弟を、補助金を受けていない私立学校に通わせるほどの学費を負担することができない親にとってである。以下の記事で、ソルスキ判決の当初の原告Sは、経済的に私立学校に通わせることができないために、フランス語系学校に転じたとしている。CBC News. "Family gives up on language battle"

<http://www.cbc.ca/news/Canada/story/2001/01/27/solskis010127.html>

な補助金を受けていない私立学校への通学を、英語系学校の就学許可を得るために利用するケースが出てきた。そこで、2002年に、ケベック州議会は、フランス語憲章73条の5条件の列挙の後に、次のようなパラグラフを2つ追加する形で、フランス語憲章73条を改正した。

しかし、ケベックにおいて、補助金の目的のために認定されていない私立の教育機関において、請求がなされた子やその兄弟姉妹が受けた英語での教育は除外されなければならない。同様のことは、子の父親ないし母親が、2002年10月1日以降、ケベックにおいてこのような期間で受けた英語での教育にも適用される。

81条、85条ないし85条の1の下の特別な許可に従って受けた英語での教育も除外されなければならない。

この二つのパラグラフがカナダ憲章23条に抵触しないか争われたのが、2009年のグエン対ケベック（Nguyen v. Quebec (Education, Recreation and Sports)）判決⁴⁵⁾である。

グエン対ケベック判決

〈事案の概要〉

本訴訟は、2つの事案がカナダ最高裁にて、併合されたものである。第一の事案は、子を、補助金を受けていない英語系の私立学校に通学させていたNほか25名が、ケベック行政裁判所に、2002年の改正法で加わった73条第2パラ

補助金を受けていない私立学校は、2010年当時で77校存在していた。CBC News. “Extend Bill 101: Quebec panel” <http://www.cbc.ca/news/canada/montreal/extend-bill-101-quebec-panel-1.865550>

現在のケベックでは、就学前・初等・中等教育の段階で私立学校に通う生徒、約120000人のうち、3分の2は補助金を受けた私立学校に通っている。私立学校に通学する生徒の割合は全体の12.5%で、就学前・初等教育では6.7%、中等教育では19.6%となっている。Ministère de l'Éducation, du Loisir et du Sport, Principales statistiques de l'éducation, Édition 2011.

45) [2009] 3 S.C.R. 208

グラフを無効とする旨の宣言的判決および英語系学校の就学許可を求めたことに始まる。N等は、2名のフランス系カナダ人を除き、スリランカ、バングラデシュ、インドからの移民で、みなカナダ国籍を保有するが、自身がカナダで英語系教育を受けた経験は有せず、カナダ憲章23条（1）(b)には該当しなかった。N等の子のうち、一部は、改正法が施行する以前に、すべてないしほとんどの教育をケベックで、英語で受けていたが、一部は、ほとんどの英語での教育経験を有さなかった。ケベック行政裁判所では、ほか131名の審理と併合され、棄却された。その後、N等は、ケベック上級裁判所に上訴するが、ソルスキ事件が最高裁で結審する前だったため、フランス語憲章73条の改正法を合憲としたソルスキ事件の控訴審判決に従い、行政裁判所に差し戻すべき誤りはないとして、棄却された。⁴⁶⁾ N等は、ケベック控訴裁判所に上訴した。控訴裁判所は、まず、英語系教育の就学許可発行数全体に対し、補助金を受けていない私立の英語系学校での教育経験を理由とする就学許可の発行数は1.5%弱と極めて少なく、ケベックにおける英語・フランス語のバランスに影響を与えないとした。その上で、以下のように示した。ケベックで合法的に英語系教育を受けている子は、それが公立学校の教育であろうと、補助金を受けていない私立学校の教育であろうと、同じ教育的真実を経験しており (*experience the same educational reality*)、いずれの学校で教育を受けていても、カナダ憲章23条（2）に該当する。それゆえ、子の教育経験の質的評価を求めたソルスキ事件の最高裁判決に照らして、補助金を受けていない私立の英語系学校での教育経験を子の教育経験の算定から一切除外するフランス語憲章73条第二パラグラフは、カナダ憲章23条（2）に抵触する。⁴⁷⁾ これに対し、ケベック州の「教育・余暇・スポーツ省 (Ministère de l'Éducation, du Loisir et du Sport)」および法務大臣が上訴した。また、これに対し、Nほか25名の被上訴人も交差上訴 (cross-appeal) を行った。

第二の事案は、フランス語憲章73条第3パラグラフの無効を主張する二つの事案が上訴裁判所で併合されたものである。一つ目は、英語系学校の就

46) 2004 CarswellQue 7186

47) [2007] R.J.Q. 2097 à 2149, 2007 CarswellQue 13774

学許可を受けることができず、補助金を受けていない私立の英語系学校に通学していた子について、その兄弟にフランス語憲章85条の1の規定を根拠に英語系学校の就学許可が認められていたことから、すべての子について同一の言語で初等かつ中等学校教育を受けさせることができる権利を定めたカナダ憲章23条（2）を根拠として、英語系学校の就学許可を主張したBのケースである。ケベック行政裁判所は、子が補助金を受けていない私立の英語系学校に通学していたため、すでに英語系の就学許可の申請を一旦却下していたことから、Bは新たな憲法上の問題を提起し得ないとして、Bの主張を退けた。

二つ目は、親がカナダ軍に勤務していた時期に、ケベックでの滞在が一時的である場合に72条の適用を免除することを規定した85条を根拠に英語系学校の就学許可が認められた兄弟について、一方の就学許可の期限が切れたため、その更新を求めたところ、親がすでにカナダ軍を退職していたため認められず、Bと同様に、すべての子について同一の言語で初等かつ中等学校教育を受けさせることができる権利を定めたカナダ憲章23条（2）を根拠として、英語系学校の就学許可を主張したPのケースである。ケベック行政裁判所は、Pがカナダ軍勤務中から当時に至るまでケベックを離れたことがなく、実際には、Pの子のケベック滞在は一時的なものではないことから、そもそもPの子の就学許可は無効だったとして、Pの主張を退けた。

ケベック上級裁判所では、次のように、2002年の改正法はカナダ憲章23条（2）には違反しないとした行政裁判所の立場を支持し、B等の主張を斥けた。補助金なしの英語系私立学校への短期間の通学を根拠に、公立ないし補助金を受けていない私立の英語系学校の就学許可を認めるならば、教授用語について選択の自由を認めた時代に回帰するに等しい。子を補助金なしの英語系私立学校に通わせている親は、ケベックの英語系少数派の一員ではなく、カナダ憲章23条（2）の権利を持たない。2002年の改正法・第2パラグラフの目的は、このような23条（2）の権利を持たない親が英語系公立学校・補助金を受けた私立学校に通学させることを阻むことであり、2002年

の改正法はカナダ憲章23条（2）には違反しない。⁴⁸⁾

ケベック控訴裁判所では、以下のように示した。英語系学校の就学許可を認められた子は、その就学許可が法律上いかなる根拠に基づくものであったとしても、英語系教育を受けたという同一の教育経験を持つ。フランス語憲章81条、85条ないし85条の1に基づく就学許可による通学を英語系教育の算定から一律に除外するよう要求することは、ソルスキ最高裁判決が示した、子の眞の教育経験の考慮を阻むものである。その上で、控訴裁判所は、第一の事案の審理と同様に、81条、85条、85条の1を根拠とする就学許可の発行数の変化を示し、ケベックの就学者数全体に対し、いずれの根拠による就学許可の発行数も極めて小さく、ケベックにおけるフランス的事実（French fact）の保護に影響を与えるとは考えられないとした。したがって、改正法は、81条、85条、85条の1を根拠とする就学許可が、カナダ憲章23条（2）の権利取得の媒介となることを防ぐことを目的とするとされるが、そもそも、81条、85条、85条の1を根拠とする就学許可が、公立ないし補助金を受けた英語系学校での教育の媒介となっているとは言えず、カナダ憲章1条の「合理的な制限」に当たらないとした。73条第3パラグラフは無効であるとし、上級裁判所に差し戻し、教育相に就学許可を発行するよう求めた。⁴⁹⁾

〈カナダ最高裁判決〉

カナダ最高裁は、次のように2002年の改正法を違憲としつつも、1年間は改正法の効力を保留し、州議会に対応を求めた。カナダ憲章23条（2）の少数派言語教育権の保障は、子が受けた教育のタイプや公立であるか私立であるかといった教育機関の設置形態、少数派言語での教育が許可されるに至った原因についての区別を設けていはず、子が英仏いずれかの公用語で教育を受けているないし受けた場合に、英仏いずれの言語権が保障されるかについて、実際的な現実を反映するものである。（パラグラフ32）ソルスキ判決は、フランス語憲章73条がカナダ憲章23条（2）の主旨に適うためには、子の教育経路

48) [2005] R.J.Q. 1039 à 1055, 2004 CarswellQue 12348

49) [2007] R.J.Q. 2150 à 2166, CarswellQue 13773

(educational pathway) の包括的な分析を要求しており、もし教育の性質や由来を理由として、教育経路のある部分が分析から完全に除外されてしまうならば、ソルスキ判決で求められた子の教育経路の包括的な分析を行うことが不可能になってしまう。(パラグラフ33)

その上で、カナダ最高裁は、フランス語憲章73条の2002年に追加された二つのパラグラフが、カナダ憲章1条の「合理的な制限」に該当するかを、女王対オーケス判決 (*R. v. Oakes*⁵⁰⁾) で確立された基準に従って判断した。女王対オーケス判決では、法律による制限が、合理的かつ自由で民主的な社会において明白に正当化されるための条件として、以下の二つの基準を挙げている。第一に、制限の目的が「憲法上保護された権利と自由を優越することを正当化するのに十分重要」でなければならない。第二に、手段が合理的かつ明白に正当化されなければならない。最高裁は、これを「比例性テスト (proportionality test)」と呼び、①手段と目的の間に合理的な結びつきが存在すること、②権利や自由の侵害が「可能な限り最小限」であること、③効果と目的が比例すること、という三つの基準から成るとしている。

立法目的については、2002年のフランス語憲章の改正法の主要な目的を二つ挙げた。第一に、「橋渡し学校」の問題を解決し、補助金を受けていない私立学校への通学を介して、英語系学校の就学許可を得る人々の拡大を防ぐこと。第二に、ケベックにおいてフランス語を保護し、促進することである。前者について、私立学校への短期的な通学を介して、英語系学校への通学が認められるならば、ケベックにおいて、就学前・初等・中等教育の教授用語をフランス語とし、カナダ憲章23条の少数派言語教育権の保障以外には、これに対する例外を認めないとケベック州議会の意志を阻害してしまうとし、補助金を受けていない私立学校への通学を介して、英語系学校の就学許可を得る人々の拡大を防ぐことを重大かつ正当な目的とした。後者について、フォード対ケベック判決 (*Ford v. Quebec (Attorney General)*)⁵¹⁾ で認められたものであり、ケベック州のフランス語局の報告書をもとに、フォード判決から20年を経た

50) [1986] 1 R.C.S. 103

51) [1988] 2 S.C.R. 712

現在でも尚、北米およびカナダにおけるフランス語の存続の問題は顕在であるとした。(パラグラフ38-9)

次に、上記の問題と改正法との関係について、合理的な結びつきが存在するとした。(パラグラフ40)

最後に、手段の比例性について、次のように示した。まず、補助金を受けていない私立学校への通学者は増加しているものの、ケベックで英語系・フランス語系学校に通う学生数全体から見れば、本訴訟の第一の事案の控訴審判決が示したように、2007-8年度において1.5%と、わずかな割合に過ぎない。このような問題の程度に対し、2002年の法改正での追加部分は、子弟の英語教育の経験の算定から私立学校での教育や特別許可に基づく教育一切の排除を要請する点で、目的に対して手段が過度である。したがって、カナダ憲章に照らして違憲である。(パラグラフ41-2)

また、カナダ最高裁は、以上のように2002年の改正法を違憲とした一方、補助金を受けていない私立学校への短期間の通学がカナダ憲章上の少数派言語教育権の保障を受けるには不十分であることや補助金を受けていない私立学校への通学が拡大するならば、フランス語憲章による少数派言語教育権の保障を切り崩し、教授用語の自由選択をもたらしてしまう危険性にも触れている。(パラグラフ29・43)

判決の効果について、ケベック州議会に再考を可能とするため、一年間は改正法の効力を保留するとした。(パラグラフ46) Nについては、本訴訟における証拠では、子が英語系教育を受ける資格があるか否か判断するには不十分であるため、ソルスキ判決の基準によって再審査するよう、教育省、また、もし必要であるならば、ケベック行政裁判所に差し戻すとした。Bについては英語系教育を受ける資格があるとし、就学許可を発行するべく、教育相の指定者に差し戻すとした。

第4項 2010年の改正

グエン対ケベック判決の翌年、「教授用語についての裁判所の決定を補足するための法 (An Act following upon the court decisions on the language of instruction)」⁵²⁾

によって、フランス語憲章第8章は再度改正されることになった。2010年の改正では、グエン対ケベック判決を受け、73条の第2、第3パラグラフが削除され、英語系学校の就学許可の問題をめぐって、2つの新たな条項が追加された。第一に、73条の1として、「主要な部分」であるかを判断するための分析的枠組みを、ケベック州政府が規則によって定めることができるとした。(2条) 法改正に統一して定められた規則では、「主要な部分」であるかを判断するために以下の3つの項目を提示し、全体で15点以上獲得することを、英語系学校の就学許可を得るための要件とするというポイント制を導入している。第一の項目である「学校教育 (schooling)」では、各教育機関を、就学許可を得ている生徒の割合などに基づき、A、B、Cの3つのタイプに分類し、各タイプの教育機関への通学期間ごとに得点が定められている。第二の項目は「一貫性のある、真のコミットメント (consistent, true commitment)」と題され、3つの内容から成る。第一に、途中でフランス語系学校に通学した場合には、その年数に応じて減点されることが決められている。第二に、兄弟姉妹が通学する教育機関について、第一の項目の教育機関のタイプと年数ごとに加点されることが定められている。第三に、親のカナダでの滞在期間によって加点されることが決められている。第三の項目として、「特別な状況と全体的な教育 (specific situation and overall education)」と題し、コミットメントの真正さについて、より深い分析を可能にする要素をめぐって、8点加点・減点することができるとしている。⁵³⁾

第二に、78条の2として、72条や英語系学校の就学許可について定めた規定の抜け穴を作るために、私立学校を創設・運営したり、教育方法を変更したりしてはならないとした。さらに、同条第2パラグラフとして、英語系学校の就学許可が認められない子に対し、英語系学校への通学資格を作り出すことを主要な目的として、私立学校を運営することを明示的に禁止している。(5条)

52) S.Q. 2010 c. 23

53) Regulation respecting the criteria and weighting used to consider instruction in English received in a private educational institution not accredited for the purposes of subsidies, CQLR c C-11, r 2.1, <http://canlii.ca/t/kxff> retrieved on 2014-01-19

第5項 小括——フランス語憲章72条以下をめぐる裁判の変遷と今後——

以上のように、ケベックでは、カナダ憲章23条の少数派言語教育権は、1977年に制定されたフランス語憲章73条が規定する公立ないし補助金を受けた私立の英語系学校の就学要件について争う手段となってきた。ここで、フランス語憲章72条以下をめぐる裁判の変遷と今後の見通しについてまとめておく。

権利者のカテゴリーをめぐる争いから教育経験の内容・程度の争いへ

まず、紛争の法的な形式としては、カナダ憲章23条少数派言語教育権は、33条適用除外条項の対象とはならないため、フランス語憲章による英語系学校の就学者の資格の限定が、1条の「法によって規定された、自由で民主的な社会において明白に正当化されうる合理的な制限」に当たるかが繰り返し争われてきた。

制定当初のフランス語憲章では、公立ないし補助金を受けた私立の学校で英語系教育を受けることができる子弟を、フランス語憲章成立後に移住してきた場合には、親がケベック内で英語系教育を受けた経験がある場合に限定したり、兄弟が共に英語系教育を受けるために様々な条件を設けたりしたほか、共通の教授用語による教育を受けることができる兄弟姉妹を年下の兄弟姉妹に限定したりするなど、ケベックで英語系教育を受けるために、カナダ憲章23条の少数派言語教育権の規定を上回る条件を課していた。フランス語憲章による、このような権利者の限定について、カナダ最高裁は、カナダ憲章の起草者が救済を必要と考えた原型であり、また、カナダ憲章1条の「合理的制限」は33条の適用除外とは異なることから、フランス語憲章による限定は「合理的制限」には当たらないとした。⁵⁴⁾ このように、カナダ憲章成立直後に、23条の少数派言語教育権の権利者を排除するフランス語憲章の規定は違憲とされ、このよう

54) ケベック州のホームページも、カナダ憲章23条は「フランス語憲章第8章を無効化する方法で起草された」と記載している。Charte de la langue française- Repères et jalons historiques, <http://www.oqlf.gouv.qc.ca/charter/reperes/reperes.html>

な少数派言語教育権の対象者のカテゴリーをめぐる争いには早々に決着がついた。その後の法改正および裁判では、本人および親兄弟が英語系の教育経験を有する場合に、その教育経験の具体的な内容・程度をめぐる争いになっていったと言えるだろう。

ソルスキ判決では、ケベック州が定めた、教育経験の「主要な部分」が英語であることという要求そのものについては合憲とされたが、主要な部分が英語であるか否かをめぐっては、教育を受けた期間の長さだけでなく、教育経験全体を総合的に判断すべきことが求められることになった。グエン判決では、教育経験の算定から、一部の免除理由に基づく教育や補助金なしの私立学校の教育を一律に排除してしまうことが違憲とされた。カナダ最高裁は、補助金なしの私立学校への通学を媒介とした英語系学校の就学許可の取得をめぐる問題について、問題の程度に対し、補助金なしの私立学校での教育を教育経験の算定から一律に除外してしまうという手段が過度であり、目的と手段の比例性が成り立たないことから、2002年の改正法をカナダ憲章1条の「合理的制限」には当たらないとした。

ゴセリン判決では、多数派言語の話者は、少数派言語教育権を根拠として、少数派言語を教授用語とする学校に通う資格を持たないことが確認された。

補助金なしの私立学校への通学を媒介とした英語系学校の就学許可の取得をめぐる問題とフランス語憲章72条以下をめぐる裁判の今後

では、今後、フランス語憲章72条以下をめぐる法的紛争はどのようにしていくだろうか。2009年のグエン判決では、ケベックが、補助金なしの私立学校への短期間の通学を媒介とした英語系学校の就学許可の申請を問題視し、付加した条項の適否が争われた。判決は、この補助金を受けていない私立学校への通学者は、ケベックの学生数全体から見れば極めてわずかな割合に過ぎないとし、この問題自体については直接に解決を示さず、ソルスキ判決の教育経験の質的評価という基準に従って、子の教育経験の算定から一定の教育機関での教育を一律に排除することを許容すべきかを問い合わせ、改正法を違憲とした。その上で、改正法の効力を1年間保留し、州議会に対策を促した。州議会は、新

たな改正によって、英語系学校の就学資格を作り出すことを目的として、私立学校を運営することを明示的に禁止すると同時に、就学許可の発行についてポイント制を導入し、教育機関を、就学許可を得ている生徒の割合などに基づいて分類し、各教育機関への通学期間にに基づいて得点を定め、一定の得点が認められない限り、就学許可を発行しないという方法を取り入れた。現在のポイントの配分に従うならば、タイプAの学校に通学する場合には、3年間通学することによって、就学許可を得るために最低必要な15点を得ることができ、補助金なしの私立学校の通学を経て、公立ないし補助金を受けた私立学校への通学に転じる可能性がでてきている。⁵⁵⁾ このことは、ケベックにおける教授用語規制の大きな転換であると言えるだろう。本稿で扱ってきたように、ケベックでは、1960年代に顕著になった、フランス語を解さない移民の増加の問題に対し、1969年のフランス語振興法では、保護者の教授用語の選択を尊重し、1974年の公用語法では、語学能力によって教授用語を決定する仕組みを採用したが、問題状況を改善したとは見なされず、1977年にフランス語憲章を採択し、本人および親兄弟のカナダないしケベックでの教育経験をもとに、教授用語を規制してきた。この規制の対象となったのは公立および補助金を受けた私立学校で、一方では、補助金を受けていない英語系の私立学校に通う自由を認めつつも、英語系学校に短期間通学し、教育経験を自ら作り出すことによって公立および補助金を受けた私立学校の就学許可が得られるならば、教授用語の自由選択の時代に回帰するという懸念のもとに、教授用語の自由選択が認められないことを建前としてきた。今後、このポイント制を利用して、補助金なしの私立学校への通学を経て、英語系学校の就学許可を取得することが一般的になるならば、教授用語の自由選択制に近づいていくことになる。すると、ポイント制におけるポイントの配分と教育機関のランク付けのあり方が大きな争点の一つになるだろう。⁵⁶⁾

55) 2012-13年には、このようなランクAの学校が5校ある。Ministère de l'Éducation, du Loisir et du Sport, Catégories des établissements privés non subventionnés (EPNS) Année scolaire 2012-2013

56) 2013年8月7日付のモントリオールで発行されている英語紙、「ザ・ガゼット (The Gazette)」では、通学中に、通学していた学校のタイプが変更されたため、獲得点が下

第4章 ケベックにおける少数派言語教育権

フランス語憲章による規制によって、現在、ケベックでは、州全体として少子化が進み、就学前・初等・中等教育の就学者数が激減する中、フランス語系教育の就学者の割合が増え、英語系教育の就学者の割合が減っている。また、英語系教育の就学者の内訳にも、従来の英語話者ではなく、フランス語話者の子弟が増えるなどの変化が見られる。本章では、ケベックにおける少数派言語教育権の保障の特徴をまとめた上で、このような英語系教育の就学者の減少・性格的変化が少数派言語教育権の保障に及ぼす影響について考察する。

第1節 ケベックにおける少数派言語教育権の保障

カナダ憲章23条とフランス語憲章72～97条、その後の判決を照らし合わせてみれば分かるように、ケベックは就学前・初等・中等教育の教授用語を原則フランス語とし、フランス語憲章で定めた一定の条件に該当しない限り、フランス語系学校に通うよう規制する一方、他方で、様々な理由で、公立学校ないし補助金なしの私立学校で英語系教育を受けることを認めている。ケベックでは、どのような場合に、公立学校ないし補助金なしの私立学校で英語系教育を受けることができるのか。ケベックにおいてカナダ憲章で規定された少数派言語教育権は、誰のどのような権利と言えるだろうか。

どのような権利かという点については、現在、ケベックにおける少数派言語教育権は、2つのことを保障していると言える。第一に、本人の教授用語の継続性が、カナダ国内の他州からケベック州に移動してきたカナダ国民の子である場合及びフランス語憲章制定以前にケベックで就学前・初等・中等教育の最終学年に英語系教育を受けた場合に保障されている。前者は、カナダ憲章23

がり、就学許可を取得できなくなった事例について、ソルスキ判決、グエン判決などを手掛けてきたことで有名なBrent Tylerというモントリオールの弁護士が訴訟を提起したと報じている。記事によれば、タイプAの学校は2011-12年に18校あったのに対し、2012-13年には4校に減少している。“Boy, 11, caught in fight over right to English education” The Gazette, August 7, 2013 Wednesday, Early Edition

条(2)およびこれを取り入れたフランス語憲章73条(2)によって、後者は、フランス語憲章73条(4)によって認められている。第二に、親子間・兄弟間の教授用語の共通化が保障されている。親子間の教授用語の共通化については、親がカナダ国民である場合とカナダ以外の国籍を持つ場合があり、カナダ憲章23条(1)(b)及びこれを取り入れたフランス語憲章73条(1)では、カナダ国内で英語系教育を受けてきた親を持つカナダ国民の子に対し、教授用語の親子間の共通化が認められている。また、フランス語憲章73条(3)及び(5)では、カナダ国民の子に限らず、ケベックで英語系教育を受けた親を持つ子とフランス語憲章制定以前にケベックに居住し、ケベック外で英語系初等教育を受けた親を持つ子に対し、教授用語の親子間の共通化が保障されている。兄弟間の教授用語の共通化についても、親がカナダ国民である場合とカナダ以外の国籍を持つ場合があり、まず、カナダ憲章23条(2)及びそれを取り入れたフランス語憲章73条(2)により、カナダ国内で英語系教育を受けてきた兄弟を持つカナダ国民の子に対し、教授用語の兄弟間の共通化も認められている。フランス語憲章73条(4)では、国籍に拘わらず、フランス語憲章制定以前に、ケベックで就学前・初等・中等教育の最終学年に英語系教育を受けた子に対し、教授用語の兄弟間の共通化が保障されている。このほか、フランス語憲章では、学習障害や人道的状況が存在する場合、ケベックでの滞在が一時的である場合には、英語系教育を受けることを認めている。

このように、原則として、本人・親兄弟の教育経験をもとに英語系教育を認めていることが現在のケベックにおける少数派言語教育権の大きな特徴であると言えるだろう。ケベックでは、個人が使用する言語を基準として、英語話者を「アングロフォン(Anglophone)」、フランス語話者を「フランコフォン(Francophone)」、それ以外を「アロフォン(Allophone)」と呼ぶ分類があるが、子を公立ないし補助金を受けた私立の英語系学校に通学させる権利を持つ者(Rights-Holder/Ayants-droit)という意味でのアングロフォンは、本人ないし子がカナダで英語系教育の経験を持つ者であると言える。この見返りとして、前述したように、ケベックでは、23条(1)(a)の適用は見送られているため、英語圏からの移民の第一世代など、親の第一言語が英語であったとしても、カ

ナダ国内で英語系初等教育を受けた経験がない場合には、子は英語系教育を受けることができない。他方で、英語圏以外からの移民で、カナダで初等教育を受けた経験がある場合やフランス語系カナダ国民と英語系カナダ国民の夫婦など、親の第一言語が英語以外で、子の第一言語も英語以外であったとしても、親兄弟がカナダ国内で英語系初等教育を受けた経験を持つ場合には、英語系教育を受ける権利を持つ。とりわけ、後述するように、近年、英語話者とフランス語話者の夫婦の子で、英語話者の親の教育経験により、英語系教育を受ける資格を持つ子弟の7割以上が英語系教育を受けているとされ、英語系学校において、フランス語を第一言語とする就学者の増加が大きな特徴となっている。⁵⁷⁾

第2節 英語系教育の就学者の減少・性格的変化と少数派言語教育権

フランス語憲章73条をめぐる裁判が移民やフランス語話者によって提起されてきていることからは、ケベックでは、未だに移民やフランス語話者が子弟の英語系学校への進学を希望する状態が続いていることが窺える。移民やフランス語話者の子弟の多くが英語系学校に進学し、フランス語系学校の就学者が減っていくという問題は、フランス語憲章制定後約40年経ったまだなお続いているのだろうか。

英語系教育の就学者数の減少

移民の子弟の多くが英語系学校に通い、フランス語系学校の就学者が激減するという状況は、現在では見られない。フランス語憲章による規制によって、

57) パトリシア・ラマール (Patricia Lamarre) は、このように、英語を第一言語とする移民が英語系教育を受けさせる権利を持たない一方、英語以外を第一言語とする移民やフランス語系カナダ国民が子に英語系教育を受けさせる権利を持っている状態を皮肉な状況 (ironic situation) であると評している。Lamarre, Patricia. 2008. English Education in Quebec: Issues and Challenges. In R.Y. Bourhis (Ed.) The Vitality of the English-Speaking Communities of Quebec: From Community Decline to Revival. Montreal, Quebec: CEETUM, Université de Montréal (hereinafter cited as Lamarre 08) at 78

ケベックでは、州全体として少子化が進み、就学前・初等・中等教育の就学者数が激減する中、フランス語系教育の就学者の割合が増える一方、英語系教育の就学者の割合は減っている。

フランス語系教育の就学者は、1970-71年には138万人（州の就学者数全体の84.3%）から、2001年に100万人を割り、2010-11年には89万人（88.8%）と、実数では減少しているが、全体に占める割合は増加している。（図表1）⁵⁸⁾ このうち、1970年代には州全体の英語系就学者数の6割を占めたモントリオール島でも、フランス語系教育の就学者は、1971-72年には27万人（モントリオール島の就学者数全体の63.8%）から、1980-81年には18.1万人（64.9%）まで減るが、それ以降は大きく減少せず、2010-11年には17.7万人（76.7%）になっている。（図表2）⁵⁹⁾ モントリオール島でのフランス語系教育の就学者の母語別内訳は、1971-72年には、フランス語94.4%、英語3.6%、その他の言語2%であったのが、76-77年に、英語を母語とする就学者とその他の言語を母語とする就学者が同数になり、80-81年には、フランス語83.9%、英語5.9%、その他の言語10.1%となり、英語を母語とする就学者よりもその他の言語を母語とする就学者の割合が大きくなっている。英語を母語とする就学者の数が、その後、8000人から12000人の間を推移する一方、2010年には、その他の言語を母語とする就学者が76357人に上り、母語の内訳はフランス語50.1%、英語6.7%、その他の言語43.1%となり、その他の言語を母語とする就学者が全体の半数に迫る勢いで増え、移民への教授用語の規制が実効的に機能していることが窺える。（図表2・3）⁶⁰⁾

他方で、ケベックにおける英語系教育の就学者は、1970-71年の26万人（全体の15.6%）から、2010-11年には11万人（10.6%）と、実数も割合も大幅に減少している。（図表4）⁶¹⁾ ケベックの英語系教育の就学者の半数をモントリ

58) Gouvernement du Québec, Ministère de l'Éducation, du Loisir et du Sport, 2012. Indicateurs Linguistiques dans le secteur de L'éducation (hereinafter cited as MELS 12), at 2-4. Tableau 1 <http://www.mels.gouv.qc.ca>

59) *Ibid.*, at 5-7, Tableau 2

60) *Ibid.*, at 5-7, Tableau 2

61) *Ibid.*, at 2-4, Tableau 1

オール島の英語系教育の就学者が占めるという点では、依然として、モントリオール島では英語系就学者の数が比較的多いが、モントリオール島の英語系教育の就学者も、1971-72年の15万人（全体の36.2%）から、2010-11年には5万人（23.3%）と、実数も割合も激減している。（図表5）⁶²⁾とりわけ、モントリオール以外の地域では、生徒数の減少、学校の閉鎖、通学域の広大化などの現象が生じている。また、教職員の減少も深刻化している。⁶³⁾

英語系教育の就学許可の根拠について、ケベック州の教育・余暇・スポーツ省の報告書では、1977-90年、1990-2002年の二つの時期に分けて記載しているが、前者では、フランス語憲章73条（4）のフランス語憲章以前の教育経験を理由とするものが最も多く、次いで、73条（1）の親のカナダ国内での初等教育の経験によるものとなっている。（図表6）後者では、73条（1）を理由とするものが最も多く、次いで、73条（2）の本人および兄弟姉妹の教育経験によるものとなっている。（図表7）⁶⁴⁾

英語系教育の就学者の性格的変化

全体の数としては、このようにフランス語系教育の就学者は増え、英語系教育の就学者が減り、現在、問題であるのは、英語系教育システムを今後存続できるかであるだろう。その一方で、補助金を受けていない私立学校を媒介とした、公立ないし補助金を受けた私立学校への通学が問題となっていることからも分かるように、移民の子弟が、可能であれば、英語系教育への進学を希望するという事態は、変わらず続いている。例えば、英語、フランス語以外を第一言語とする移民の子弟の英語系学校での割合は減ってきているが、移民の子弟でも、第二世代など、英語系教育を受ける資格を持つ場合には、9割以上が英語系学校への通学を選択している。⁶⁵⁾

加えて、現在、フランス語を第一言語とする英語系教育の就学者が増え、英

62) *Ibid.*, at 5-7, Tableau 2

63) Lamarre 08, *supra* note 5 at 67-70.

64) MELS 08, *supra* note 38 at 90.

65) Jedwab, Jack. 2004. Going Forward. Office of the Commissioner of Official Languages (hereinafter cited as Jedwab 04) at 37-38.

語系教育の就学者の内訳に変化が生じている。英語系教育の就学者の第一言語別の内訳としては、1971-72年には、フランス語11.2%、英語66.8%、その他の言語22%と、英語を第一言語とする生徒が多数であったのに対し、2010-11年には、フランス語18.9%、英語61.1%、先住民の言語1.8%、その他の言語18.1%となり、英語を第一言語とする就学者の割合が減る一方、フランス語を第一言語とする就学者の割合が増えている。フランス語を第一言語とする、英語系学校の就学者は、1971-72年には28700人であり、1990-91年まで減少し続け、9987人になるが、その後、増加し、2006-07年には22303人になった。その後も、2010-11年まで、毎年、20000人を超え、フランス語を第一言語とする就学者の増加が近年の大きな特徴となっている。(図表4)⁶⁶⁾

このようなフランス語を第一言語とする就学者が増加している理由としては、英語話者とフランス語話者の夫婦の子で、英語系教育を受ける資格を持つ子弟の7割以上が、英語系教育を受けているためとされている。全体として見れば、このようなフランス語を第一言語とする子の英語系学校の通学の割合は小さく、一部の地域特有の現象であるとも言われているが、結果として、英語系学校において、フランス語話者に対し、英語話者の割合が著しく小さく、英語系学校の存立そのものがフランス語話者の就学者に依存したり、英語系学校が、フランス語話者の子弟の語学学校(*language learning school*)と化したりするという問題が生じている。また、英語系の私立学校に通うフランス語話者の子弟も増えている。⁶⁷⁾

では、なぜ依然として、移民の子弟、また、フランス語を第一言語とする子弟が英語系学校への進学を希望するのだろうか。パトリシア・ラマール(Patricia Lammare)は、ケベックでは、フランス語系学校では、英語を第二外国語として限られた時間しか学ぶことができないのに対し、英語系学校では、フランス語によって50%以上の授業を提供する、フランス語のイメージ

66) MELS 12, *supra* note 58 at 2-4, Tableau 1

67) Jedwab 04, *supra* note 65 at 30, 35; Lamarre 08, *supra* note 57 at 70-74; Jedwab, Jack. 2001.

'New' and Not So New Anglos: An Analysis of Quebec Anglophone opinion on the province's socio-political realities, The Missisquoi Reports, vol. 2 at 20

ン・プログラムを選択することができ、英仏両言語の習得に、より有益な環境が整っているためであることを示唆している。ラマールによれば、若い世代で英仏バイリンガルの比率が高くなるにつれ、バイリンガルである方が経済的により良い機会に恵まれるようになり、かつて英語系話者とフランス語系話者の間にあった社会的格差が英仏どちらかしか理解できないユニリンガルとバイリンガルの間に見られるようになってきている。したがって、英語系教育というよりは、バイリンガル教育を希望する家庭が、英語系学校への進学を希望しているというわけである。実際、英語系学校への通学を選択する家庭でも、フランス語のイマージョン・プログラムの要望が増え、「バイリンガル教育は英語系教育の不可欠な要素」で「英語系学校を保護する手段」であるとまで言われている。また、イマージョン・プログラムではフランス語の能力が十分には身につかないと判断する場合には、とりわけ、新たな言語の習得に有益であると考えられる初等教育の段階で、英語系教育を受ける資格を持ちながらも、フランス語系教育を受けることを選択する家庭も見られると言う。カリキュラムのすべてを英語で提供している英語系学校（“English-English” stream）の通学者は減り、このような英語系学校は学習障害を抱える子弟の教育の場として以外には残らないのではないかと懸念されている。ラマールは、このように、英語系話者の子弟がフランス語系学校に通い、フランス語系話者の子弟が英語系学校に通う状況を「交差現象（cross-over phenomenon）」と呼んでいる。⁶⁸⁾

少数派言語教育権の保障をめぐる課題

では、少数派言語教育権の保障をめぐって、このような状況には、どのような問題があるだろうか。まず、就学者の数の減少に伴って生じる最も大きな懸念は、英語系教育の就学者数がこれだけ激減する中で、英語系教育のシステムを維持できるか否かであろう。法的には、カナダの少数派言語教育権の保障は、カナダ憲章23条（3）により、権利を持つ子弟の数が、少数派言語教育を公的資金から提供することを保証するに十分であることを条件としている。すなわ

68) Lamarre 08, *supra* note 57 at 70-73.

ち、少数派言語による教育は、生徒の数が一定数揃わない限り、保障されないわけで、少数派言語教育権の権利者が減っていけば、ケベックでも英語系教育が公的には提供されなくなる可能性が出てくる。この問題に対する1つの解決案としては、多くの論者が歴史的経緯や政治的状況を考慮して現実的ではないとしているが、ケベックでは、カナダ憲章23条(1)(a)の適用が見送られているので、これを適用し、第一言語を英語とする親の子弟に英語系教育を受ける資格を認め、少数派言語教育権の権利者を確保できるようにすることであるだろう。また、ケベックについて、この23条(3)の適用を除外すべきだという提案も存在する。⁶⁹⁾ 本稿で見てきたように、これまでのケベックにおける少数派言語教育権をめぐる訴訟は、英語系教育へのアクセスを求めるものであり、カナダ憲章23条(1)・(2)が争点となってきた。しかし、今後、ケベックでも、23条(3)を争点とする訴訟が提起されるようになるかもしれない。

ただ、関連する疑問として、少数派言語教育権の権利者の数が確保できるようになったとしても、それが英語系学校で提供されるバイリンガル教育に期待する家庭の子弟であった場合に、まず、それが「少数派言語教育」として英語系教育を維持し、提供する理由になるのか明らかではないだろう。⁷⁰⁾ また、英語系教育を「少数派言語教育」として提供する場合に、現在の体制では、英語系教育の就学資格は、フランス語憲章に規定された条件に該当する一部の子弟に限られている。英語系教育に就学する主な目的がバイリンガル教育を受けることであるとするならば、英仏2つの言語という現代のケベック社会で高く評価されるための技能を身につける術を、なぜ本人や親兄弟の教育経験の有無を理由に、一部の子弟に限定して良いのか明らかではない。ゴセリン判決では、

69) Lamarre 08, *supra* note 57 at 79; Foucher, Pierre. 2008. "Legal Status of Anglophone Communities in Quebec: Options and Recommendations" In R.Y. Bourhis (Ed.) *The Vitality of the English-Speaking Communities of Quebec: From Community Decline to Revival*. Montreal, Quebec: CEETUM, Université de Montréal at 28.

70) ラマールは、英語系学校におけるフランス語話者の子弟の増加は、長期的に、英語系の教育システムを維持する正当性を失わせるのではないかという懸念を示している。Lamarre 08, *supra* note 57 at 79.

最高裁は、カナダ憲章23条少数派言語教育権は、決して公的サービスの提供から一部の集団を排除することを目的とするわけではないとしたが、この議論が宙に浮かないようにするためにには、現在の英語系教育の就学資格の有無とは別に、バイリンガル教育へのアクセスが誰にでも保障されなければならないのではないだろうか。⁷¹⁾

おわりに

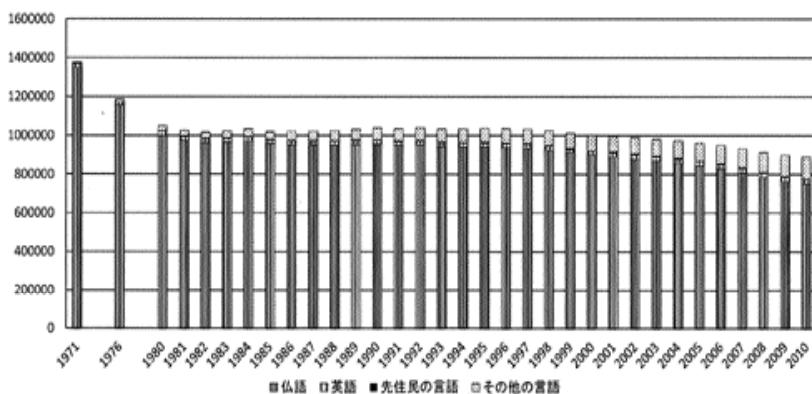
本稿で明らかにしたように、移民の子弟が英語系学校に通学するという現象から、社会の英語化が意識されるようになり、公立学校での教授用語の規制をきっかけとして現在のフランス語憲章による、様々な分野での使用言語の法制化が始まったという点で、教授用語の規制は、ケベックの言語政策の要であると言える。フランス語憲章の成立から40年近くが経ち、教授用語の問題について見るならば、移民の子弟の就学先は、1970年代初頭には英語系学校9割、フランス語系学校1割であったものが、近年、その比率はほぼ逆転し、フランス語憲章による規制は、移民の子弟をフランス語系学校に通学させるという当初の目的を果たしていると言って良いだろう。フランス語憲章がもたらした変化は、フランス語系学校に通う生徒の数の増加だけではなく、英語話者の家庭でも、フランス語のイメージ・プログラムの登録者やフランス語系学校への通学が増えるなど、社会におけるフランス語の全般的地位を高めたという点で、北米唯一のフランス語圏としてのケベックが求めてきた姿が達成されてい

71) ラマールは、現在は、法規制により、バイリンガル教育を受けることができるのは、英語系教育の就学資格を持つ子弟に限られているが、この英語系教育におけるバイリンガル教育もケベックのフランス語話者の社会的文化的現実からは切り離されており、英語系・フランス語系双方の教育システムの生徒が共に学ぶことができるような学校間の交流やプロジェクトを試みることが、すべての人の最善の利益であるとしている。Patricia Lamarre 2007 “Anglo-Quebec today: looking at community and schooling issues” International Journal of Sociology of Language 185, 109-132, at 128. また、2009年6月13日付の「ザ・ガゼット」では、ケベック南部のシャトゲー市 (Châteauguay) で、2007年の秋より、英語系学校の生徒とフランス語系学校の生徒を1対1で交換し、一部の期間を互いの学校で過ごす「学業選択 (Option Études)」という名の新しい試みがなされ、話題を呼んでいると報じている。“Immersion 2.0 gets an A-plus; Anglophones, francophones see benefits”, The Gazette, June 13, 2009.

るようと思われる。

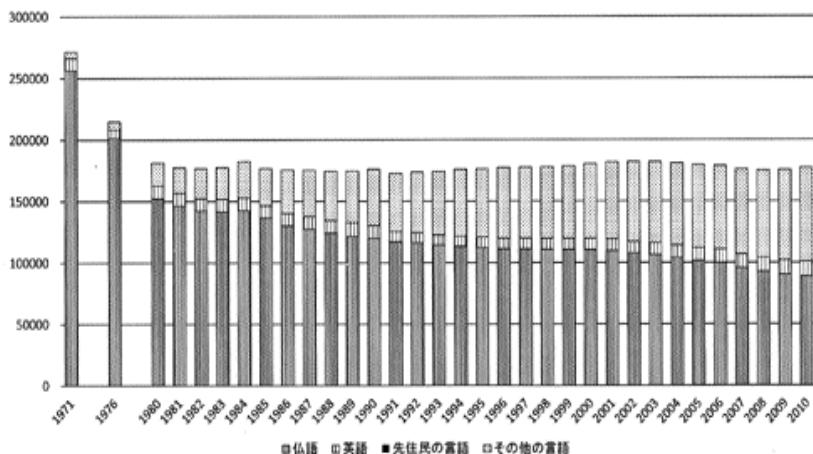
他方で、フランス語が浸透することによって生じてきた社会におけるバイリンガルの地位の高まりや定着、グローバル化による英語の重要性の上昇などを背景として⁷²⁾、ケベックでの英語系教育の性格は、他州の少数派言語教育に見られるような、話者が少なく、社会での通用力が相対的に低いため、その言語での教育も自主的に実施されることが期待できないという意味でのマイナーな言語での教育からはかけ離れてきている。今後のケベック社会は、少数派言語であると同時に、グローバル化の中で強い社会的通用力を持つ言語でもあるという、英語がケベックで持つ複雑な性格を上手く御していくことが求められている。

図表1 ケベックにおける仏語系就学前・初等・中等教育の就学者数(母語別)

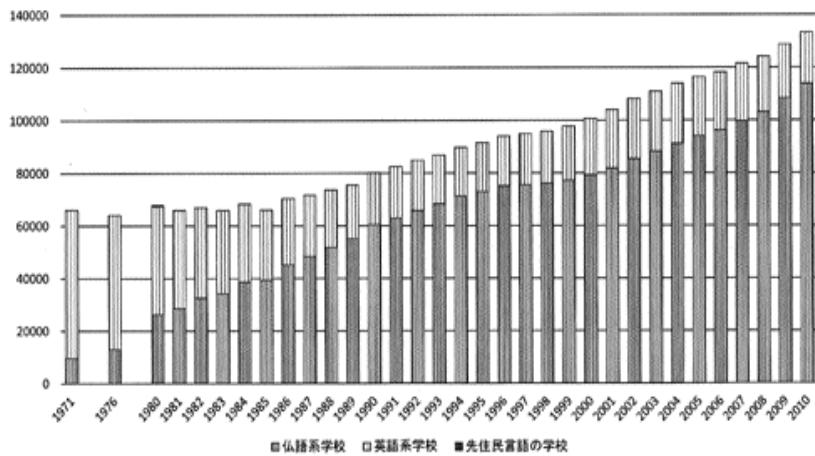


72) 2010年10月26日付の「ザ・ガゼット」では、バイリンガル人口の増加により、アングロフォンの若年層がモントリオールに定着し出した一方、フランコフォンがモントリオールの郊外に流出していることやグローバル化によって英語の重要性が高まっている影響などで、モントリオールのアングロフォン人口が増えているとしている。“More English or less French? English is enjoying a resurgence on the Island of Montreal as anglophones adapt and francophones flee to the suburbs”, The Gazette, October 26, 2010.

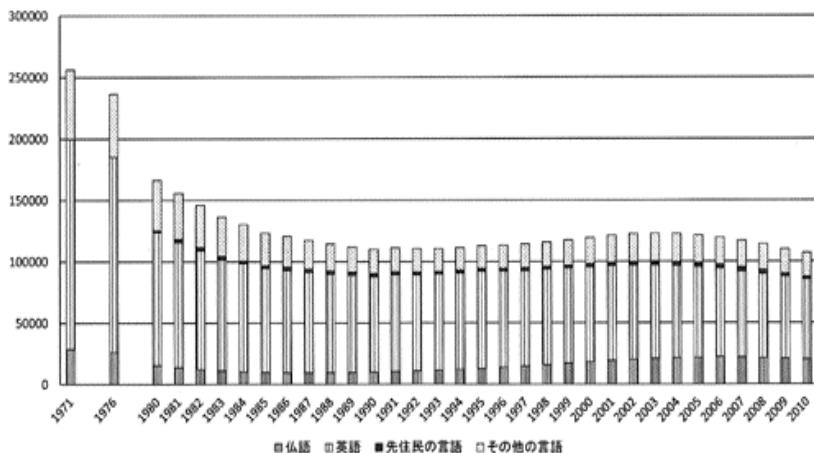
図表2 モントリオール島の仏語系学校の就学者数(母語別)



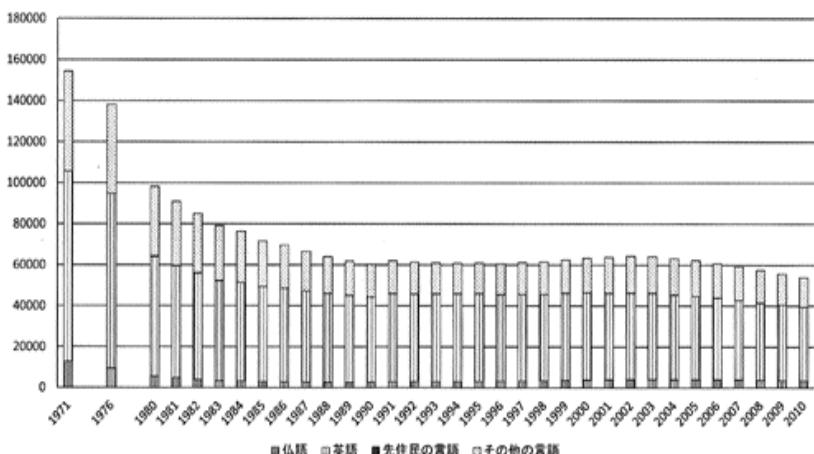
図表3 就学前・初等・中等教育で英仏以外を母語とする子の就学先



図表4 ケベックにおける英語系就学前・初等・中等教育の就学者数(母語別)

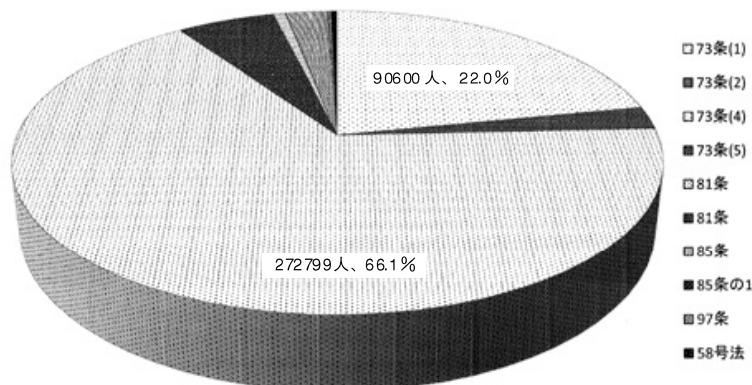


図表5 モントリオール島の英語系学校の就学者数(母語別)

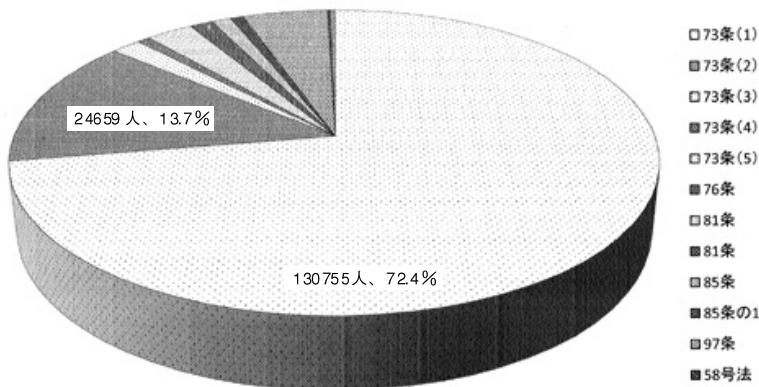


図表1-5 Gouvernement du Québec, Ministère de l'Éducation, du Loisir et du Sport, Indicateurs Linguistiques dans le secteur de L'éducation, 2012, pp.2-4, Tableau 1, pp. 5-7, Tableau 2 をもとに作成

図表6 英語系教育の就学許可の発行者数（総数412738人）
(1977-1990)



図表7 英語系教育の就学許可の発行者数（総数180522人）
(1990-2002)



図表6-7 Gouvernement du Québec, Ministère de l'Éducation, du Loisir et du Sport, Rapport sur l'évolution de la situation linguistique au Québec 2002-2007, p. 90 を元に作成

*本稿は、平成25-26年度成城大学特別研究助成（研究課題「差別的文化に対する憲法的対応の比較研究」）の成果の一部である。

（うらやま・せいこ=本学専任講師）